

# 春のイベント中止のお知らせ

紙面は3月10日現在の情報で編集しています。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、次のイベントは開催中止・変更となりました。それぞれの主催団体の判断によるものですが、市民の皆さんのご理解をお願いします。

## 【開催中止】

▼白椿の里のおひなまつり

4月3日～5日

問い合わせ…布部交流センター

☎36・0001

▼尼子の里のおひなまつり

4月4日・5日

問い合わせ…安来市観光協会広瀬

支部☎32・3357

▼城下町母里のおひなまつり

4月4日・5日

問い合わせ…母里交流センター

☎37・0225

▼尼子の里富田のひな流し

4月5日

問い合わせ…安来市観光協会広瀬

支部☎32・3357

▼ひなめぐりフォトコンテスト

各イベントの中止に伴いコンテストを取りやめます。

▼お糸まつり

4月5日

問い合わせ…安来節保存会

☎28・9988

▼はくたチュウリップ祭

4月12日

問い合わせ…安来市観光協会伯太

支部☎23・3303

## 【内容の変更】

▼安来公園桜まつり（ボンボリ点灯のみ、安来節公演は中止）

3月25日～4月8日

問い合わせ…安来市観光協会

☎23・7654

▼広瀬桜まつり（ボンボリ点灯のみ、イベントは中止）

3月28日～4月15日

問い合わせ…安来市観光協会広瀬

支部☎32・3357

## 【その他】

▼市が主催・共催するイベントの開催中止や変更は随時、ホームページでお知らせしています。

▼各地区交流センター等が主催する行事は、事前に同交流センターへ問い合わせください。

## 【安来市の方針】

安来市では令和2年2月28日付で、市が主催（委託含む）するイベント等の開催について、「感染拡大防止のため、感染防止対策が十分に担保できない不特定多数の方が集まるイベントは、当面、原則として中止または延期」とする方針を決定しました。

セーフティネット  
保証4号認定（突発的災害）  
を活用ください

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、セーフティネット保証4号が発動されました。この認定を受けることで、一般保証とは別枠の信用保証協会の保証（保証割合100%）を利用することが可能になります。

## 【認定要件】

次のいずれにも該当する中小企業者が措置の対象となります。

▼安来市内で1年以上継続して事業を行っていること。

▼事象の発生に起因して、最近1カ月の売上高が前年同月比で20%以上減少しており、その後2カ月間を含む3カ月の売上高が前年同月比で20%以上減少することが見込まれること。

## 【必要書類】

▼認定申請書（市ホームページからダウンロードができます）

▼売上高の根拠となる資料（様式は任意です）

## 【認定受付期間】

令和2年6月5日（金）まで。

## 【問い合わせ】

詳しくは、市ホームページをご確認ください。または商工観光課（☎23・3105）までお問い合わせください。



写真は古代出雲王陵の丘のサクラの競演

## お花見のときには・・・

これから桜、シバザクラ、ツツジなどが見ごろになる時期を迎えます。

お花見をするときには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、飲食を伴う宴会などの開催はお控えいただきますようお願いいたします。また、散策しながらお花見を楽しむときには、咳エチケットの徹底など拡大防止の取り組みをお願いします。

# 新型コロナウイルスの感染予防

## 基本は手洗いと咳エチケット

### ①手洗い

ドアノブや電車のつり革など、さまざまなものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後など、こまめに手を洗います。

石けんで洗い終わったら十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよくふき取って乾かします。



指の間や、親指と手のひらをねじり洗うなど、ていねいに洗ってください。

### ②咳エチケット

くしゃみや咳がでるときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ①ティッシュなどで鼻と口を覆います。
- ②とっさのときは袖や上着の内側で覆います。
- ③周囲の人からなるべく離れます。
- ④マスクを着用しましょう。



マスクを着用したら、指で押さえて鼻と口の両方を確実に覆います。

写真のQRコードから詳しく見ることができます。  
また、PDFでダウンロードできますので張り紙として活用できます。

#### 発熱等の症状があるとき

発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み、外出を控えてください。

#### 一般相談窓口

相談窓口	専用電話番号	相談受付時間
安来市健康相談窓口 (健康福祉部 いきいき健康課)	0854- 23-3270	平日の 8:30-17:15 (健康相談)
松江市・島根県共同 設置松江保健所	0852- 33-7638	平日の 8:30-17:15
厚生労働省 電話相談窓口	0120-565653 (フリー ダイヤル)	9:00-21:00 (土・日曜・ 祝日も実施)

#### 医療機関を受診するとき

かかりつけ医等医療機関を受診するときは、直接病院等へ行かず、事前に電話連絡をしてから受診してください。

#### 相談窓口

次の症状がある人は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

1. 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けているときを含む）
2. 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

【注意】高齢者や基礎疾患等のある場合は、上記の状態が2日程度続く場合

#### 帰国者・接触者相談センター

相談窓口	専用電話番号	相談受付時間
松江市・島根県 共同設置松江保健所	0852-33-7673	平日の 8:30-17:15

【注意】緊急の場合はこの限りではありません。

(令和2年3月10日作成)